令和８年（フ）第１７７１号
福岡市博多区祇園町４番３－1108号　チサンマンション祇園
債務者　田中　拓臣
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７７４号
福岡市城南区友丘５丁目15番25号　パークサイド友丘　201号
債務者　高岡　和士
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７８３号
福岡県春日市昇町８丁目33番地　アドヴァンス昇町エイト206号
債務者　田中　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７９０号
福岡市南区大橋１丁目４番11号　ＪＳビル２－Ｂ
債務者　伊田　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７９３号
福岡県古賀市小竹992番地　ヴィラージュ小竹Ａ棟201号
債務者　久原　友香
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７９８号
福岡市城南区長尾４丁目16番28－101号　エステート・モア長尾
債務者　西本　晴紀
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７９９号
福岡県宗像市自由ヶ丘７丁目１番地14　ウイング自由ヶ丘202号
債務者　山下　英俊
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８００号
福岡市南区和田２丁目２番６－101号　福寿ハイツ１
債務者　上田　和広
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８１５号
福岡市博多区竹下４丁目17番23号　アニーマンション　４－Ｄ、前住所福岡市南区大橋２丁目６番19号　メゾン・ド・シャルル405号
債務者　林　　悠翔
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８２４号
福岡県筑紫野市針摺中央２丁目15番５－503号
債務者　角　　律子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８２６号
福岡市東区三苫５丁目３番58－102号　ファミール三苫
債務者　濵﨑　琢也
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８３３号
福岡県筑紫野市二日市南３丁目５番10－402号
債務者　寺田　幸太
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８４３号
福岡県大野城市白木原１丁目12番５－605号Ｋ＆Ｋ俵10号館
債務者　長　　直紀
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８６４号
福岡県筑紫野市塔原南３丁目12番10号
債務者　早田　孝雄
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８６５号
福岡市東区唐原３丁目20番27号　コーポあさひ102号
債務者　中島　圭介
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８７０号
福岡市東区三苫１丁目11番13－106号　シーサイド三苫Ⅱ
債務者　淺沼ケイ子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部